

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更（八件）……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部
土地利用計画課・都市基盤部調整課・街路計画課）…
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基
づく区域の指定……………
- ……（都市整備局市街地建築部建築企画課）…

告示（海区漁調）

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……………
- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（三件）……………
- ……（主税局課税部課税指導課）…
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案（三件）……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 不燃化推進特定整備地区の区域変更……………
- ……（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関
する条例第三条に規定する区域の範囲の変更……………
- ……（都市整備局市街地建築部建築企画課）…

告示

●東京都告示第千八百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都都市計画都市再生特別地区
（宇田川町15地区）
地内
渋谷区宇田川町及び神南二丁目各場所

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）

●東京都告示第千八百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画

途地域

第一種低層住居専用地域
削除する部分
目黒区洗足一丁目地内

第一種中高層住居専用地域
追加する部分
北区赤羽西一丁目及び足立区弘道二丁目各地内

削除する部分
中野区中野四丁目、北区赤羽西四丁目、足立区弘道二丁目、西綾瀬三丁目及び西綾瀬四丁目各地内

変更する部分
北区赤羽西一丁目、赤羽西四丁目、赤羽西五丁目及び赤羽台二丁目各地内

追加する部分
足立区弘道二丁目、西綾瀬三丁目及び西綾瀬四丁目各地内

削除する部分
目黒区原町一丁目、洗足一丁目及び北区志茂一丁目各地内

変更する部分
北区志茂一丁目、足立区梅田五丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住旭町、千住大川町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住元町、千住柳町、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町四丁目及び西新井本町五丁目各地内

第二種住居地域
変更する部分
足立区梅田七丁目及び西新井栄町

近隣商業地域

一丁目各地方
追加する部分

目黒区原町一丁目、洗足一丁目、
中野区中野四丁目、北区志茂一丁
目、赤羽西四丁目、足立区青井三
丁目及び弘道二丁目各地方内

削除する部分

北区赤羽西一丁目、足立区弘道二
丁目及び西綾瀬四丁目各地方内

変更する部分

目黒区原町一丁目、洗足一丁目及
び北区赤羽西四丁目各地方内

準工業地域

追加する部分

足立区弘道二丁目地方内

削除する部分

北区志茂一丁目、足立区青井三丁
目及び弘道二丁目各地方内

変更する部分

北区志茂一丁目、足立区青井三丁
目、足立一丁目、足立二丁目、足
立三丁目、足立四丁目、梅田一丁
目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅
田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁
目、梅田七丁目、梅田八丁目、興
野一丁目、興野二丁目、弘道二丁
目、関原一丁目、関原二丁目、関
原三丁目、千住旭町、千住東一丁
目、千住東二丁目、千住大川町、
千住龍田町、千住元町、西新井栄
町一丁目、西新井栄町二丁目、西
新井本町一丁目、西新井本町四丁
目、西新井本町五丁目、本木一丁
目、本木二丁目、本木北町、本木
西町、本木東町、本木南町、柳原
一丁目及び柳原二丁目各地方内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）並びに目黒区役所、中
野区役所、北区役所及び足立区役所

●東京都告示第千八百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京
都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都市計画法
区計画

都市計画を定める土地の区域

晴海地区地区
計画

変更する部分

中央区晴海三丁目及び晴海五丁目
各地方内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）及び中央区役所

●東京都告示第千八百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画臨港地区を変更したので、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一
一 都市計画の種類
東京都都市計画臨
港地区

東京港臨港地
区

削除する部分
中央区晴海五丁目地方
内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）及び中央区役所

●東京都告示第千八百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都市計画法
区計画

都市計画を定める土地の区域

変更する部分
環状第二号線
新橋・虎ノ門
地区地区計画

港区西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、
虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び
愛宕一丁目各地方内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）及び港区役所

●東京都告示第千八百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画河川

第五号石神井 追加する部分

川

練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目及び貫井五丁目地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに中野区役所及び練馬区役所

●東京都告示第千八百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画河川

第六号神田川 追加する部分

練馬区貫井二丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、中野区丸山二丁目、野方五丁目及び野方六丁目

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに中野区役所及び練馬区役所

●東京都告示第千八百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画道路

三・三・二号 追加する部分

八王子市長沼町及び北野町各地内 変更する部分

日野市西平山四丁目、八王子市長沼町、北野町、打越町、子安町二丁目、片倉町、小比企町、西片倉

三丁目、みなみ野六丁目、みなみ野五丁目、大船町、寺田町、館町、狭間町、初沢町、高尾町及び南浅川町各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）

●東京都告示第千八百十二号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

区市 指定する区域

北区 赤羽西一丁目地内

附 則

この告示は、平成二十八年二月一日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

(一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。

(二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるものの

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行っては

ならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 平成二十八年二月一日から同年六月三十日まで及び平成二十九年一月一日から同月三十一日まで(ただし、

三宅島周辺海域にあつては、平成二十八年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十一号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶
東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け
この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務
この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十八年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十八年一月一日から同

年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
- (三) 敷設されている定置漁具から三百メートル以内で行う操業
- (四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業
- (五) 平成二十八年九月一日から平成二十九年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二百隻
- 神奈川県 三十隻
- 千葉県 二十五隻
- 静岡県 九十隻
- その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十八年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)
三 この指示の有効期間は、平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
 名称 氏名 事業所の所在地
 シナネン 崎村 忠士 港区海岸一丁目四 平成二十七年
 ホールデ 番二十二号 九月三十日
 イングス
 株式会社

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は名称 主たる事務所又は事業 取消年月日
 所の所在地
 保 茂雄 武蔵村山市伊奈平六丁 平成二十七年十月
 目三十一番地の二 三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都

条例第五十六号) 第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

エムシー 桑原 俊一 千代田区大手町一 平成二十七年
・エネル 郎 丁目一番三号 九月三十日
ギー株式 会社

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ
いて

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手
続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下
「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区
を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧
に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の
土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第
百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、
縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知
事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 晴海地区地区計画
二 位置 変更する区域

三 区域 中央区晴海五丁目地内
別図のとおり

四 縦覧場所

五 縦覧期間

六 意見書の提出先

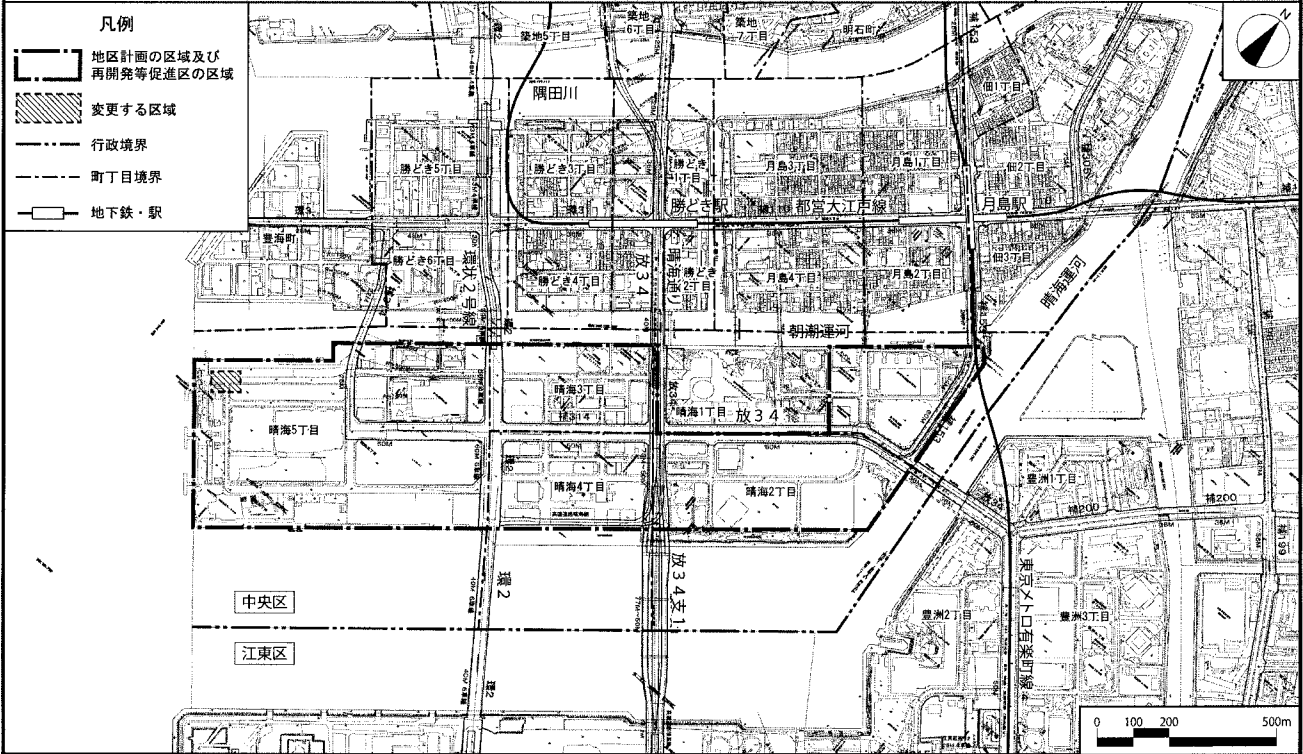
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び中央区役所
公告の日の翌日から起算して二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
晴海地区地区計画

区域図

〔東京都決定〕



再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

臨海副都心有明北地区地区計画

変更する区域

江東区有明一丁目、有明二丁目及び有明三丁目各案内

別図のとおり

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び江東区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

六 意見書の提出先

五 縦覧期間

四 縦覧場所

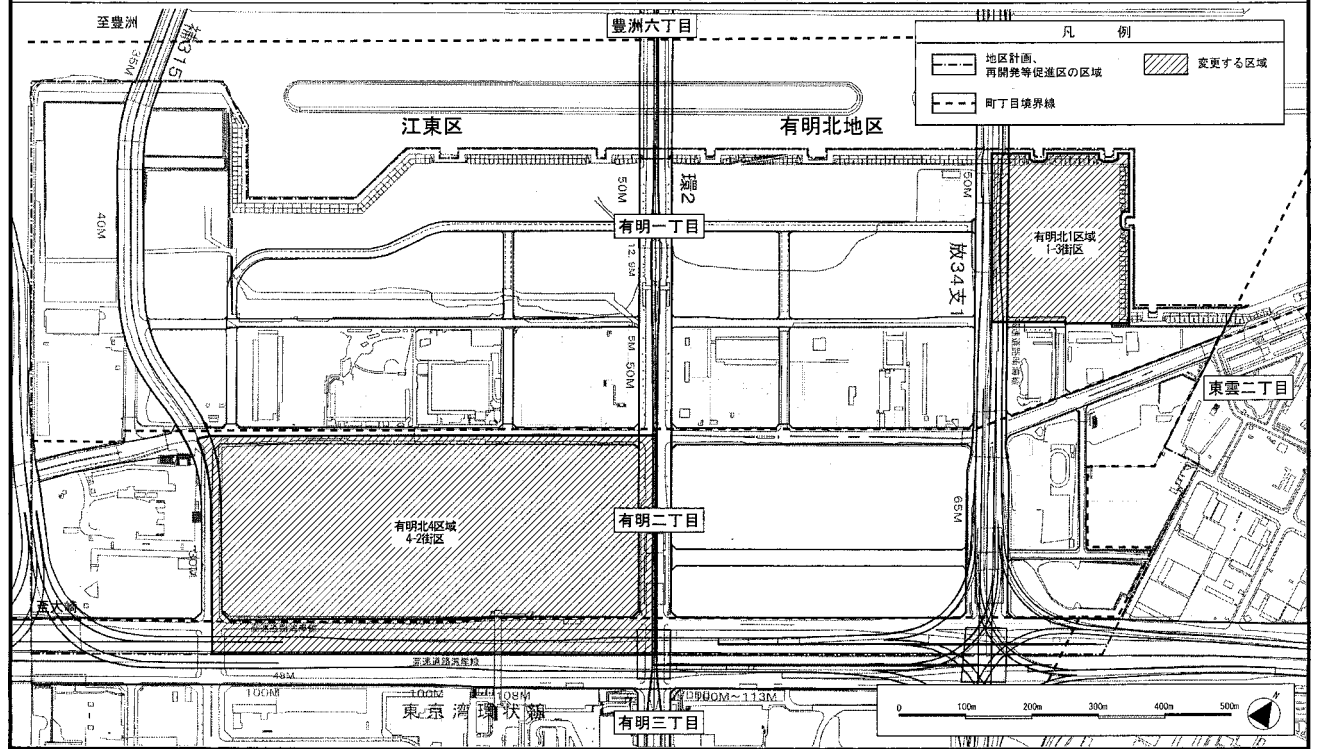
三 区域

二 位置

一 名称

別図

東京都市計画地区計画
臨海副都心有明北地区地区計画 区域図



再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 臨海副都心有明南地区地区計画

二 位置 変更する区域

江東区有明三丁目地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び江東区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

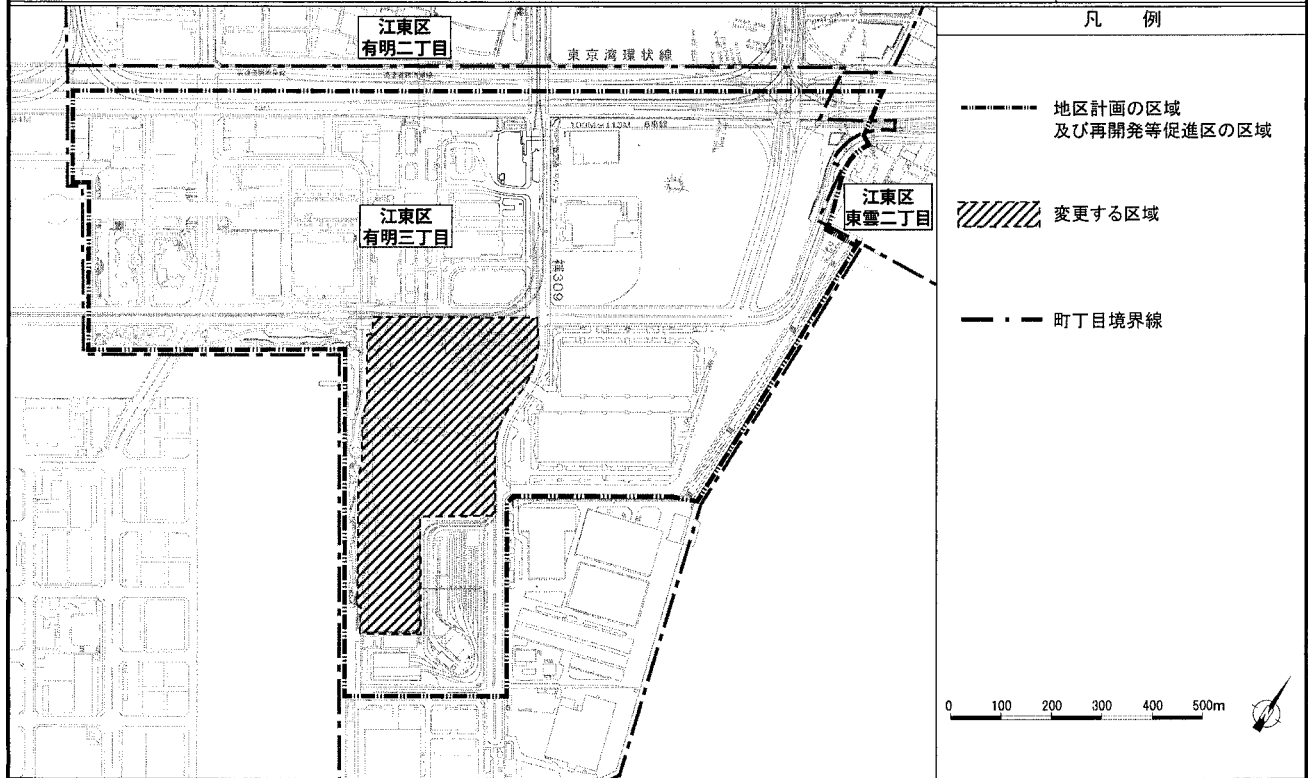
東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
臨海副都心有明南地区地区計画 区域図

[東京都決定]



不燃化推進特定整備地区の区域変更について

東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成二十五年三月二十九日付二十四都市整防第五百九十八号）第七條第二項の規定により、不燃化推進特定整備地区の区域を変更したので、同條第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 区域を変更する地区の名称、位置、区域及び面積

赤羽西補助八十六号線沿道地区

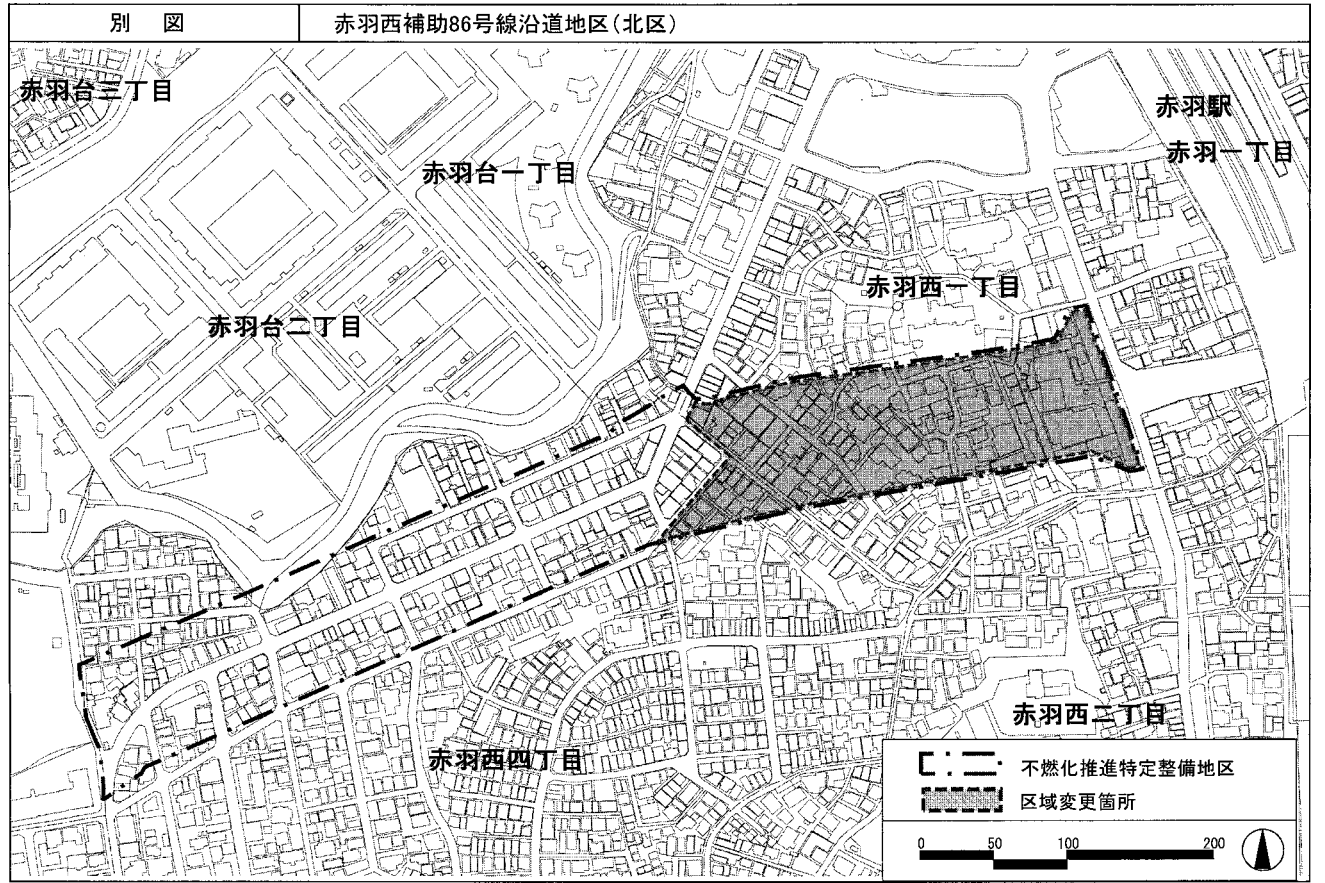
北区赤羽西一丁目、赤羽西四丁目、赤羽西五丁目、赤

羽台二丁目の各一部（別図のとおり）

約六ヘクタール

二 変更年月日

平成二十七年十二月十七日



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



東京都日影による中高層建築物の高さの制限
 に関する条例第三条に規定する区域の範囲の
 変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条
 例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に
 基づき、同条例別表第五の区域欄に掲げる区域のうち、町
 又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、
 次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 変更する区域 北区赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目
 の各区内

二 変更年月日 平成二十七年十二月十七日

三 縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築
 企画課(東京都庁第二本庁舎三階南
 側)